

新市建設計画

輝く人と自然 ふたつの原石に夢を彫るまちづくり

平成16年3月

宇部市・楠町合併協議会

目次

第1章	序論	1
第1節	合併の必要性.....	1
第2節	計画策定の方針.....	2
第2章	新市の概況	3
第1節	概況.....	3
第2節	人口・世帯.....	4
第3節	地勢・面積・気候.....	5
第3章	新しいまちづくりの基本方針	6
第1節	都市像と基本理念.....	6
第2節	基本目標.....	7
第3節	主要指標の見通し.....	9
第4節	地域別の整備方針.....	11
第4章	新市の主要施策・主要事業	13
第1節	魅力あふれる居住空間の創造.....	14
第2節	健康でいきいき活動できる福祉社会の創造.....	17
第3節	ふるさとを尊重し、ふるさとを育む教育の創造.....	19
第4節	連携・融合による新たな地域産業の創造.....	21
第5節	市民と行政のパートナーシップの創造.....	23
第5章	重点戦略プロジェクト	24
戦略1	地域産業の創造・育成.....	24
戦略2	環境共生都市の実現.....	25
戦略3	広域の中心都市としての整備充実.....	25
戦略4	地域コミュニティの充実.....	26
第6章	公共的施設の適正配置と整備	27
第7章	財政計画	28
参考	用語説明	31

第1章 序論

第1節 合併の必要性

21世紀を迎えた今、本格的な少子高齢社会の到来、国・地方を通じた財政状況の著しい悪化など、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。こうした社会状況に対応し、住民にとってより魅力のある地域づくりを進めるために、合併は有効な手段であるとされています。

今、宇部市と楠町の合併が必要とされる理由として、次のような事項があげられます。

1 少子高齢社会、総人口減少社会の到来への対応の必要性

わが国では、少子高齢化が急速に進行するとともに、総人口の減少時代を迎えようとしています。こうした傾向は、高齢者単独世帯や要介護者の増加のほか、人口構造の急激な変化による現役世代の負担増、子どもの健全な育成への影響、地域社会の活力の低下など、さまざまな影響をもたらす懸念があります。

両市町においても、人口減少と高齢化が進んでおり、今後も加速することが予測されます。こうした状況の中で、今後も本地域が継続的に発展し、住民が安心して暮らすためには、これまで以上に地域が一体となって、活性化策に取り組むとともに、行財政基盤の充実強化を図ることが重要です。

2 日常生活圏の拡大と広域的行政課題の増大への対応の必要性

現在の市町村の枠組みがほぼ形成された昭和30年代初期は、徒歩または自転車による移動が中心の時代でしたが、現在は車社会となり、また、情報網の発達等により、住民の生活圏や企業の経済活動圏は市町村の行政区域を越えて拡大しています。両市町においても、通勤・通学や買い物、通院などで住民の生活圏は市町境を越えて拡大しており、文化活動等における住民同士の日常的な相互交流も盛んに行われています。

また、環境問題や産業振興など、市町村の区域を越えて広域的に対応すべき行政課題が近年急速に増えて来ています。こうした課題に対応していくためには、類似施設の重複投資を避けるなど効率的な行政運営を図ったり、広域的な視点から規模のメリットを見い出したりすることが大切です。特に、産業振興においては、全国での地域間競争に打ち勝つまちづくりが求められるなか、地域資源が融合し、新しいビジネスモデル*が展開されていくことが期待されます。

こうした状況の変化に対応するため、合併による地域の一体化が重要です。

3 財政状況の悪化と地方分権*の進展への対応の必要性

国と地方を合わせた長期債務残高が平成14年度末には約698兆円に到達するなど、わが国の財政は危機的状況にあるといわれています。両市町においても、それぞれで行財政改革に着手し、定員管理や事務事業の見直しなどにより行財政の効率化を図ってきましたが、少子高齢化の進行、構造的な不況の長期化などにより、今後も長期的に安定した財政運営を行っていくことは厳しい状況といえます。

一方、地域が主体となった地域づくりを目指し、地方分権が推進され、国から県へ、県から市町村へと事務や権限が移譲されています。しかし、権限が移譲されるものの、財源や人員までは移譲されていないことや、住民生活に密着したより多くの権限移譲に対応するため、これまで以上に、市町村の行政体制や財政基盤を充実強化し、自治体としての政策形成能力を高めることが求められています。

このような要請から、合併による行財政基盤の強化は、安定した強力なまちづくりのために重要です。

第2節 計画策定の方針

1 計画の趣旨

本計画は、合併特例法（市町村の合併の特例に関する法律*）に基づき、宇部市・楠町が合併を通じて新市のまちづくりを進めるにあたり、その基本方針と、それに基づく主要施策を定めるものです。その実現を図ることにより、合併後の新市の速やかな一体化を促進するとともに、地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を目指します。

2 計画の構成

本計画は、新市のまちづくりを進めるための基本方針と、その基本方針を実現するための主要施策、公共的施設の適正配置と整備、財政計画を中心に構成します。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成17年度から平成26年度までの10か年とします。

第2章 新市の概況

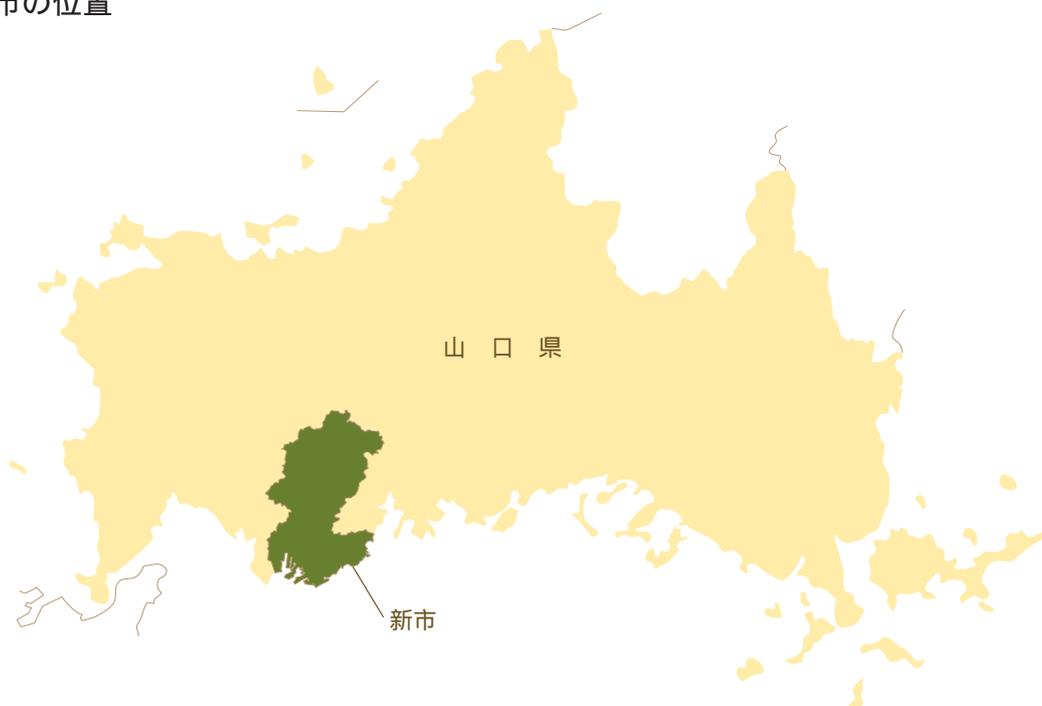
第1節 概況

新市は、県下第2位の人口を有する周防灘を臨む工業都市です。山口宇部空港を有し、山口県の空の玄関口にもなっています。明治期以降、石炭産業で栄え、戦災により市街地の大半を焼失したものの、まちの再建にかける市民の熱意に支えられ復興を遂げました。戦後は、産業公害対策として「宇部市ばいじん対策委員会*」を設置するなど、後に「宇部方式」の名で広く知られる、産業発展と市民福祉の調和を目指すまちづくりを進め、化学工業を中心とする臨海工業都市へと生まれ変わり、平成9年には国連環境計画*(UNEP)より「グローバル500賞*」を受賞しています。また、全国にさきがけて野外彫刻展を開催し、受賞作品を街角に設置するなど彫刻のあるまちづくりに取り組んでいます。

昭和59年にテクノポリス地域の指定を受けたことを端緒に、近年は、先端技術産業の誘致や、学術研究機能の集積、宇部新都市*の建設、起業支援など、新たな産業づくりを視野に入れたまちづくりを積極的に進めています。

市の中北部は、緑豊かな田園地帯で、山陽道の宿場町や船木宰判*の所在地として、また、旧厚狭郡の政治、経済、文化の中心地として栄えた船木市街地を中心に、吉部、万倉、小野、厚東、二俣瀬などの地区があり、水稻、野菜、お茶などの生産が盛んな農業地帯となっています。

新市の位置



第2節 人口・世帯

1 人口と世帯

国勢調査によると、宇部市・楠町の総人口は、昭和55年の176,620人から次第に増加し、平成7年には182,771人になりましたが、その後減少に転じ、平成12年には昭和55年に比べ5,000人強多い182,031人となりました。

平成12年の世帯数は70,000世帯、1世帯あたりの人口は2.60人で、年々核家族化が進行していることがうかがえます。

人口と世帯の推移

単位：人、世帯

区 分	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
総人口	176,620	182,505	182,526	182,771	182,031
世帯数	55,279	59,319	62,280	66,351	70,000
1世帯あたりの人員	3.20	3.08	2.93	2.75	2.60
県人口	1,587,079	1,601,627	1,572,616	1,555,543	1,527,964
県世帯数	498,627	518,938	536,936	564,210	583,725
1世帯あたりの人員(県)	3.18	3.09	2.93	2.76	2.62

2 年齢3区分別人口

平成12年の年齢構成をみると、年少人口(0～14歳人口)比は14.1%と県平均(14.0%)とほぼ同じで、全国平均(14.6%)より低く、老年人口(65歳以上)比は20.3%と県平均(22.2%)より低いものの全国平均(17.3%)より高く、その推移からも、少子高齢化が進行しているといえます。

年齢3区分別人口の推移

単位：人、%

区 分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成12年(県)
年少人口(0～14歳)	38,809	33,214	28,686	25,699	213,578
割合	21.3	18.2	15.7	14.1	14.0
生産年齢人口(15～64歳)	121,891	122,608	122,203	119,296	974,131
割合	66.8	67.2	66.9	65.5	63.8
老年人口(65歳以上)	21,805	26,703	31,876	36,945	339,836
割合	11.9	14.6	17.4	20.3	22.2

平成2年に1人、7年に6人、12年に91人の年齢不詳者がいる。

3 就業人口

平成12年の就業人口は、87,102人となっており、平成7年から減少に転じています。産業分野別の内訳は、第1次産業就業者が4.0%、第2次産業就業者が31.6%、第3次産業就業者が63.7%となっており、年々第1次産業就業者の割合が減少し、代わって第3次産業就業者の割合が増加する傾向となっています。

産業別就業人口の推移

単位：人、%

区 分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成12年(県)
就 業 人 口	83,565	85,439	88,702	87,102	746,704
第 1 次 産 業	6,073	5,088	4,263	3,502	53,894
割 合	7.3	5.9	4.8	4.0	7.2
第 2 次 産 業	27,395	28,261	29,294	27,516	222,034
割 合	32.8	33.1	33.0	31.6	29.7
第 3 次 産 業	50,030	52,090	55,056	55,486	467,310
割 合	59.9	61.0	62.1	63.7	63.1
分類不能の産業	67	0	89	598	3,466
割 合	0.0	0.0	0.1	0.7	0.5

100%調整を行っている。

第3節 地勢・面積・気候

新市は、山口県の南西部に位置し、北部は、中国山脈の丘陵性山地をなし、中部から南部は、緩やかな丘陵地となっており、周防灘に面しています。新市の面積は287.66 k²で、東西約17 k m、南北約27 k mです。気候は瀬戸内気候であり温暖ですが、県内では少雨地域です。年平均気温は約16.0 で、年間平均降水量は約1,600mmです。

第3章 新しいまちづくりの基本方針

第1節 都市像と基本理念

新市は、「活力とやすらぎに満ちた国際交流都市」を都市像とし、楠町のまちづくりの目標「活力・魅力・誇りがあるまちづくり」を踏襲しながら、宇部市・楠町合併による都市構造や住民生活の変化を視野におき、新市の一体感を醸成するための合併後のまちづくりの基本理念を「輝く人と自然 ふたつの原石に夢を彫るまちづくり」とします。

求める都市像

活力とやすらぎに満ちた国際交流都市

新市のまちづくりの基本理念

輝く人と自然 ふたつの原石に夢を彫るまちづくり

新市では、自然や文化、産業などの優れた地域資源と、創造力と活力に満ちた住民、夢のまちづくりを展開するための2つの「宝」を活かしたまちづくりを進めていきます。

「ふたつの原石」とは、限りない可能性を秘めた新市の人と自然を表現したものです。石炭産業をまちづくりの原点とし、「彫刻」「硯」「吉部の大岩郷」などの地域資源に恵まれたまちそのものも象徴しています。

「夢を彫る」は、創造によって生み出される「彫刻」や「硯の製作」という文化的営みをモチーフにしていますが、まちづくりの創造的な活動が、行政や一部の限られた住民のみでなく、すべての住民が力をあわせて実践されるという願いを込めて表現しています。

新市では、地域資源を連携・融合させ、産業振興、教育、福祉、環境保全など、様々な分野で、市民一人ひとりが、力をあわせて創造性豊かなまちづくりを展開していきます。

第2節 基本目標

新市では、都市像と基本理念に基づきながら、都市基盤・生活環境、保健・医療・福祉、教育・文化、産業振興、地域づくりの5つの分野において以下の5つの基本目標を掲げます。

基本目標 1

魅力あふれる居住空間の創造

自然との共生を図りながら、快適で安全な魅力あふれる居住空間づくりを目指します。そのために、ビオトープ*の整備などにより自然環境や自然景観の保全・活用に努めるとともに、循環型社会*の形成を目指し、廃棄物の減量化・資源化の促進や、環境保全・環境美化活動の活発化を図ります。

また、便利でゆとりのある住宅地の形成、公園の整備や緑化の推進、上下水道の整備・充実など、快適に暮らせる居住環境づくりを進めるとともに、水道・ガスなどライフラインの安定供給を図ります。さらに、市民との連携のもと、あらゆる災害に強いまちづくりや交通安全対策、防犯対策を推進し、安全に生活できる環境づくりに努めます。

まちの調和した発展にむけて、道路や港湾、公共交通網、高度情報通信基盤などの都市基盤の整備・充実に努めるとともに、長期的な都市計画に基づいた面的整備や拠点施設整備を図ります。

基本目標 2

健康でいきいき活動できる福祉社会の創造

少子高齢化の進展や地域コミュニティの希薄化、生活習慣病の増加など、保健・医療・福祉をめぐる今日的な状況を受け、住民が健康で互いに助け合い、だれもが安心して暮らすことのできるまちづくりが大きな課題となっています。

障害者も高齢者も子どもたちも、すべての市民が健康で、いきいきと多様な活動に参加できる福祉社会づくりを目指します。

そのために、保健・医療・福祉・介護の各分野、専門職と地域ボランティア、行政と市民などが有機的に連携しながら、総合的に施策を展開していきます。

基本目標 3

ふるさとを尊重し、ふるさとを育む教育の創造

生きる力を育む教育へ向けて教育改革が進められるとともに、心の豊かさを実感できる生活の実現が求められています。

新市では、ふるさと宇部市の特性を活かしながら、すべての市民が、意欲的に学び、スポーツや文化活動に取り組み、それらの成果がまちづくりに還元されるシステムづくりを目指します。

そのために、就学前教育や学校教育、高等教育の充実を図るとともに、生涯学習・生涯スポーツの環境づくりに努めます。

また、伝統的な歴史や文化を継承するとともに、地域資源や国際間・地域間の交流活動を活かして新たな文化を創造するまちづくりを進めます。

基本目標 4

連携・融合による新たな地域産業の創造

長引く不況や製造業の海外移転、農林水産物の輸入の拡大が進むなか、国際競争や地域間競争を克服し、継続的に発展していく産業を育成していくことは新市の重要課題です。新市では、これまでの地域産業の特性を活かしながらも、宇部地域の産業と楠地域の産業が、多様な交流により連携・融合した、新たな地域産業づくりを目指します。

そのために、産業全体の魅力向上と各産業間の連携の促進を図るとともに、時代の変化に対応できる柔軟な経営感覚と、常に新しいものに挑戦していく経営意欲を尊重しながら、各産業を担う人材の育成や起業・新分野進出への支援、企業誘致、第6次産業*を目指した農業振興、さらには、各種基盤整備の推進に努めます。

基本目標 5

市民と行政のパートナーシップ*の創造

市民と行政が互いの役割を認識しながら、「自助」「共助」「公助」の精神を尊重しつつ、ともに手を携えるパートナーシップのまちづくりを目指します。また、男女共同参画、人権尊重、コミュニティ育成を、新市として重点的に推進していきます。

行財政運営については、職員の能力向上に努める一方、合併による行政経費削減や財政措置の有効活用、さらなる行財政改革推進等により新市の強固な行財政基盤の充実を図ります。また、新市が保有する公共施設の有効活用による効率的なまちづくりを推進します。

第3節 主要指標の見通し

1 人口

新市の人口は、平成27年には約177,000人となると推計され、平成12年から約5,000人の減少です。同年の年少人口比率は12.8%で、平成12年より1.3ポイント減少し、老年人口比率は28.5%で、平成12年より8.2ポイント上昇します。

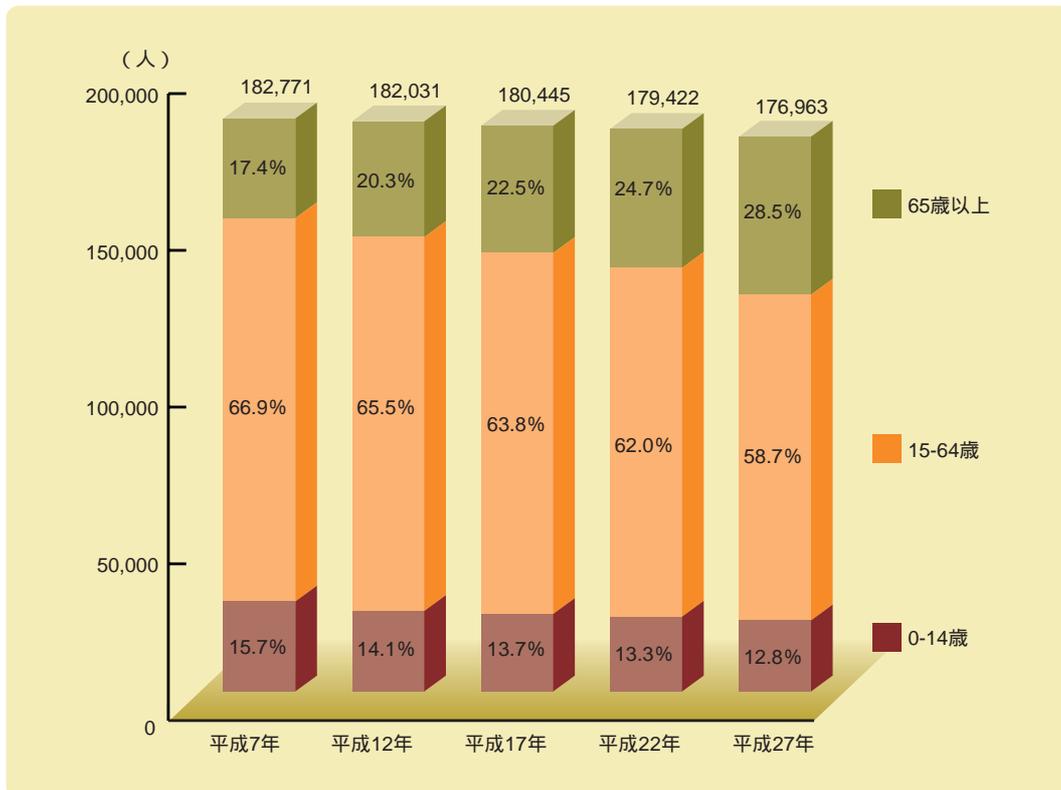
2 世帯数

新市の世帯数は、平成27年に、約78,200世帯になる見通しです。

3 就業人口

新市の就業人口は、平成27年には約84,700人になると見込まれます。

新市の人口見通し



主要指標の見通し

単位：人、%、世帯

区 分		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総 人 口		182,771	182,031	180,445	179,422	176,963
年 齢 別 人 口	年少人口(0～14歳)	28,686	25,699	24,636	23,889	22,586
	割 合	15.7	14.1	13.7	13.3	12.8
	生産年齢人口(15～64歳)	122,203	119,296	115,155	111,159	103,840
	割 合	66.9	65.5	63.8	62.0	58.7
	老年人口(65歳以上)	31,876	36,945	40,654	44,374	50,537
	割 合	17.4	20.3	22.5	24.7	28.5
世 帯 数		66,351	70,000	74,217	79,191	78,166
1世帯あたり人員		2.75	2.60	2.43	2.27	2.26
就 業 人 口		88,702	87,102	86,347	85,861	84,688
産 業 別 人 口	第1次産業就業	4,263	3,502	3,445	3,434	3,395
	割 合	4.8	4.0	4.0	4.0	4.0
	第2次産業就業	29,294	27,516	26,904	26,171	25,241
	割 合	33.0	31.6	31.1	30.5	29.8
	第3次産業就業	55,056	55,486	55,998	56,256	56,052
	割 合	62.1	63.7	64.9	65.5	66.2
	分類不能の産業	89	598	-	-	-
	割 合	0.1	0.7	-	-	-

平成7年と平成12年については、実績値(国勢調査)。平成17年からは推計値。年齢別の実績では、平成7年で6人、平成12年で91人の年齢不詳者がいる。

人口の将来見通しについては、平成2年、平成7年、平成12年の3時点2区間の国勢調査データを用い、旧宇部市分、旧楠町分のそれぞれで、コーホート要因法^{*}による推計を行った。出生率、生残率については、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計値(5年刻み)を用いた。社会増減は、企業誘致に伴う定住増を期待し、20～34歳の年齢層を中心に、10年間で4,400人増加を見込む補正を行っている。

世帯数は、旧宇部市分、旧楠町分のそれぞれについて、平成2年、平成7年、平成12年の直線回帰で推計した。ただし、旧宇部市分は、平成22年以降は一定とした。

就業人口は、旧宇部市分、旧楠町分のそれぞれについて、人口に対する就業人口の割合が平成12年実績で一定に推移すると仮定して推計した。各産業分野の就業人口は、第1次産業の就業割合が一定で推移するものとし、第2次産業の就業割合は回帰により算出し、残りを第3次産業就業割合とした。

いずれも100%調整を行っている。

第4節 地域別の整備方針

新市では、地理的要因やまちづくり展開の可能性から、地域を3つのゾーンに分け、振興方策を定めます。

1 南部地区〔連携と創造のゾーン〕

新市の中心市街地を含み、多くの市民が居住する山陽自動車道以南を南部地区とします。

南部地区は、山口宇部空港や宇部新都市、大学などの学術・研究機関、産業支援機関、諸官庁、高度医療機関などを有し、港湾地帯、臨海工業地帯を含むことから、産学官の連携により、新市を先導する新たな産業の創造を図るという役割を期待し、「連携と創造のゾーン」と名づけます。

当ゾーンでは、中心市街地の再生・活性化、新産業創出機能の強化、都市計画道路の整備、地域情報化の推進、文化・スポーツの拠点整備など、都市基盤の整備と産業育成に努めます。また、便利でゆとりのある住宅地の形成、うるおいある都市景観の創出、上下水道の整備、都市公園の充実など、居住環境の向上を図るとともに、貴重な山林や農地など良好な自然環境の保全を図ります。

2 中部地区〔調和と発展のゾーン〕

新市の中央部に位置し、厚東・二俣瀬地区や船木地区を含む地域を中部地区とします。

中部地区は、その多くが田園地帯や山林としての土地利用がなされていますが、中央を国道2号や山陽本線が横断し、JR新幹線新山口駅や厚狭駅、山陽自動車道宇部ICや小野田ICにも近い恵まれた立地状況にあることから、新市と周辺市町、さらには関西・九州方面とを結ぶ要衝として、自然環境との調和を図りながら発展を進めていくという位置づけのもと、「調和と発展のゾーン」と名づけます。

当ゾーンでは、厚東・二俣瀬地区と船木地区の補完関係が強化されるよう、公共施設については既存施設の活用や整備を図るほか、両地区と他のゾーン、他の市町を結ぶ広域的な幹線道路網の整備に努めます。また、上下水道の整備など、居住環境の向上を図るとともに、優良農地や山林を保全し、有効活用を図るため、多様な担い手等の育成や農林産物のブランド力の向上に取り組みます。

3 北部地区〔環境と交流のゾーン〕

新市の北部に位置し、小野地区や万倉地区、吉部地区を含む地域を北部地区とします。

北部地区は、その多くが山林や田園地帯として土地利用されており、新市における農林業の振興地域です。また、地区の中央に小野湖を有し、厚東川と有帆川、さらにその

支流が流れる水辺環境に恵まれた地区です。

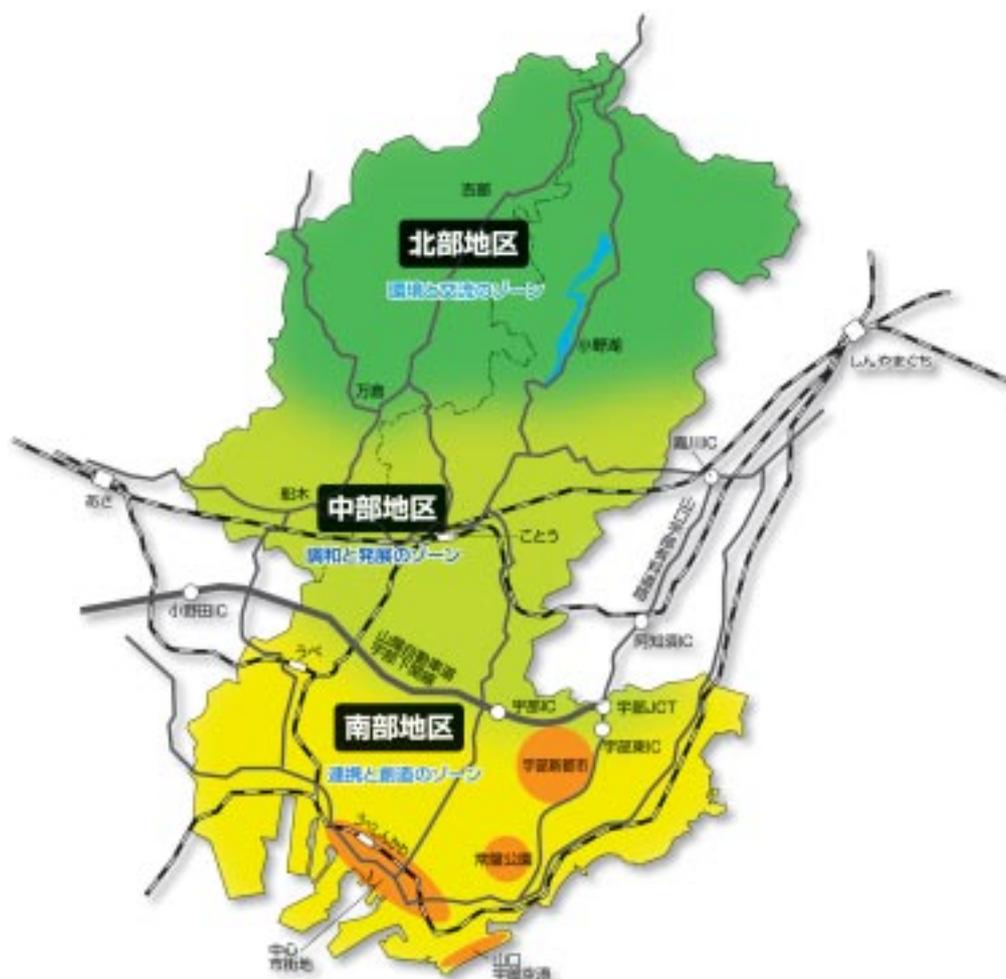
こうした自然・社会条件から、当地区は、自然環境の恩恵を大切にしながら農林業を中心とした産業を発展させ、活性化を図っていくという位置づけのもと、「環境と交流のゾーン」と名づけます。

当ゾーンでは、ゾーン全体を自然博物館と見立て、自然を生かした体験・交流・学習を促進します。そのため、自然やスポーツ、農業体験などが楽しめ、温泉、農産物直売所や滞在施設などをもつ拠点の整備を進めるとともに、小野湖周辺の緑地保全に努めます。

また、新市の中南部や他の市町との時間距離の短縮を図るための道路整備や公共交通手段の確保などに努めるとともに、上下水道など居住環境の充実を図ります。

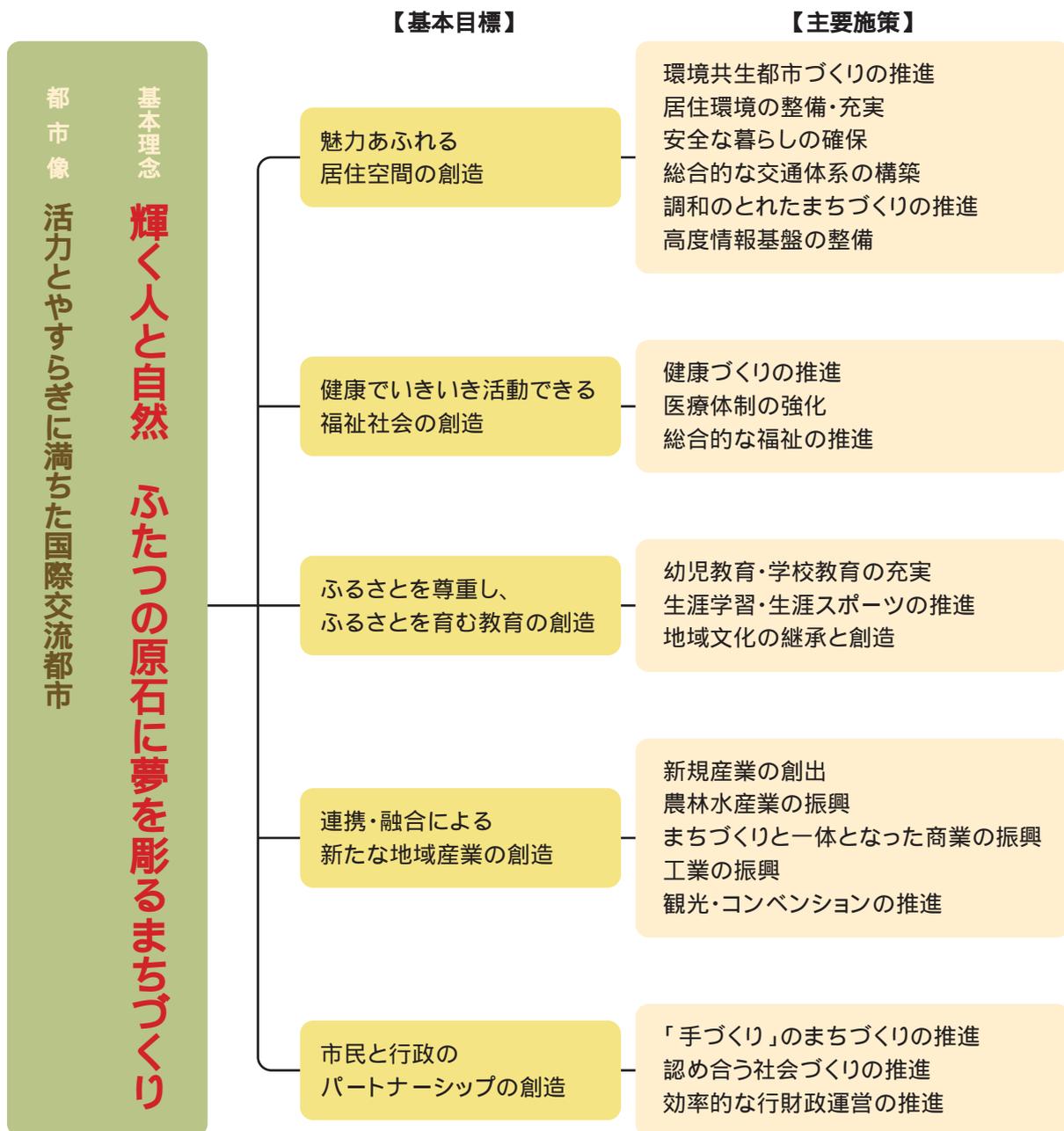
さらに、優良な農地を保全し、有効活用を図るため、新規就農者・集落営農組織など多様な担い手の育成や組織体制づくりに努めるとともに、地域が一丸となって、農林産物のブランド力の向上に取り組みます。

新市のエリア構想図



第4章 新市の主要施策・主要事業

新市では、以下の体系に基づき、国・県と緊密な連携を図りながら主要施策・主要事業を積極的に推進していきます。また、事業実施にあたっては、財政状況との調和を図るよう努めることとし、第三次宇部市総合計画後期基本計画及び実施計画並びに楠地域の過疎地域自立促進計画に反映させます。



第1節 魅力あふれる居住空間の創造

1 環境共生都市づくりの推進

国連環境計画からも高く評価された「宇部方式」により、環境汚染の未然防止を図るとともに、地域特性に合ったエネルギーの活用や省エネルギー、廃棄物の発生抑制・減量化、リサイクルなどに取り組み、循環型社会の構築を目指します。

また、ビオトープの整備や公共工事には自然環境にやさしい工法を採用し、「生物の多様性」の確保を図るとともに、潤いのある生活空間を創出します。

さらに、「アクトビレッジおの*」などの施設を活用しながら、環境学習の充実、機会の拡大を図り、市民の環境保全意識の高揚に努めます。

新市ではこれらの各施策を積極的に推進し、市民・事業者・研究機関、さらには環境保全団体などとの連携の輪を広げ、地域から地球規模での環境問題への取り組みを幅広く展開しながら、グローバル500賞にふさわしい豊かな自然に囲まれた環境共生都市づくりを進めます。

2 居住環境の整備・充実

新市では、地域で生まれ育った住民も、生活環境や雇用の機会、高等教育施設の集積に惹かれてU・J・Iターン*した住民も、ともに、美しい街並みの中で、ゆとりや豊かさ、そして潤いを感じて暮らせるような居住環境整備を進めます。

そのために、適正な土地利用と都市基盤の計画的な整備や、土地区画整理事業*などによる良好な市街地の形成・再生、さらに、良質な住環境の保全・創出に努めます。

水道については、安全で良質な水を安定的に供給できるよう、合併による財政措置とスケールメリット*も活用しながら、普及率の向上、効率的な施設・設備の整備を進めます。

下水道については、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併による財政措置なども活用しながら、公共下水道*、農業集落排水*、浄化槽*により総合的な整備を推進していきます。

3 安全な暮らしの確保

防災体制や常備消防体制、消防団の体制など、これまで両市町でそれぞれ整備してきた災害対策を一元化するとともに、全市的な自主防災組織の組織化を促進しながら、災害弱者の避難・救助体制の強化を図ります。

また、防犯対策については、関係機関・団体と連携しながら市民意識のさらなる啓発や防犯活動の強化を図ります。さらに、交通安全対策にむけて、啓発や道路環境整備を推進していきます。

4 総合的な交通体系の構築

新市住民の生活実態に即した道路体系を構築するため、合併による財政措置なども活用しながら、宇部湾岸道路などの環状道路網や地域間のアクセス道路を中心に整備を図るとともに、交通結節点の機能強化を図ります。また、地球の温暖化防止と市民の快適・便利な生活を確保するため、既存の公共交通網の充実を図るとともに、環境問題の改善を目指した新しい公共交通システムの整備を研究していきます。

5 調和のとれたまちづくりの推進

新市において、計画的に都市施設を整備し、産業の活性化や定住の促進につなげます。そのため、新市という新たな枠組みで、面的整備や都市計画道路、都市公園、港湾、流通拠点等の施設整備の進め方を検討していきます。整備にあたっては、合併による財政措置なども活用しながら、自然との共生やアメニティ*、ユニバーサルデザイン*の観点に留意して進めます。

6 高度情報基盤の整備

新市では、新たな情報技術を積極的に導入し、電子自治体の構築に取り組むとともに、生活やビジネスの情報化に支援を行います。また、高速・大容量の情報基盤の整備としてCATV*網の整備を図ります。

こうした取り組みを通じて、新しい行政サービスの提供や新規産業創出支援を行い、市民生活の利便性の向上や地域経済の活性化を図ります。

施策名	主要事業
環境共生都市づくりの推進	集団回収奨励事業 生ごみ減量化推進事業 容器包装等リサイクル推進事業 一般廃棄物最終処分場建設事業 し尿処理施設の更新事業 地球温暖化対策推進事業 環境マネジメントシステム(ISO14001)推進事業 国際環境協力推進事業 アクトビレッジおの事業 緑地保全統合補助事業 港湾環境整備事業【県事業】

施策名	主要事業
居住環境の整備・充実	公営住宅等整備・改善事業 借上型市営住宅供給促進事業 特定優良賃貸住宅供給促進事業 高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業 県営住宅建設事業【県事業】 公園整備・リフレッシュ事業 花と緑のまちづくり推進事業 上水道統合整備事業 水道未普及地域解消事業 下水道整備事業 指定水路整備事業 優良建築物等整備事業 土地区画整理事業 浄化槽設置整備事業
安全な暮らしの確保	総合気象情報システム整備事業 防災無線整備事業 消防車両等整備事業 消防施設整備事業 救急高度化推進事業 通信指令施設整備事業 準用河川改修事業 地すべり対策事業【県事業】 広域基幹河川改修事業【県事業】 地方特定河川等環境整備事業【県事業】 周防高潮対策事業【県事業】 統合2級河川整備事業【県事業】 真締川治水ダム建設事業【県事業】 海岸高潮対策事業【県事業】 漁港海岸保全事業
総合的な交通体系の構築	道路新設改良事業 道路整備事業【県事業】 国道2号バイパスの整備【国事業】 都市計画街路事業(宇部湾岸線)【県事業】 地域内連絡道路の整備【県事業】 山口宇部空港活用促進事業 街路事業 宇部港港湾整備事業【国事業・県事業】
調和のとれたまちづくりの推進	都市施設整備計画の策定(楠地域)
高度情報基盤の整備	ケーブルビジョン整備事業

第2節 健康でいきいき活動できる福祉社会の創造

1 健康づくりの推進

健康づくりでは、市民が自主的に日常から健康づくりに励むことができるしくみづくりに努めるとともに、予防に重点を置きながら保健サービスの充実を図っていきます。

そこで、楠地域の保健センターを新市の北部の健康づくりの拠点、また、南部の保健センターを総合的な健康づくりの拠点と位置づけ、乳幼児から高齢者までの一貫した保健サービスの提供と、健康づくりの促進を図ります。また、さらに小さい地域単位で、市民が自主的に介護予防や痴呆予防の取り組みを行うことを促進したり、市民一人ひとりが健康管理に関わる具体的な目標を設定し、目標達成を目指した具体的な取り組みを進めることを促すなど、まちぐるみで健康づくりを推進していきます。

2 医療体制の強化

地域医療体制については、身近な診療所と高度医療機関との連携や保健・福祉分野との連携を図り、充実した医療確保に努めます。

救急医療体制については、休日・夜間救急診療体制や救急医療病院群輪番制*の充実に努めます。

3 総合的な福祉の推進

高齢者や障害者を地域で見守り、子どもを地域で育てるまちづくりに向け、総合的な福祉施策の展開を図ります。

高齢者福祉・介護では、介護予防や社会参加に重点を置いた施策展開を図るとともに、情報通信技術を利用した質の向上の取り組みをはじめ、居宅・施設の介護サービスの充実を図ります。

障害者福祉では、自立と社会参加という理念を尊重しながら、きめ細かい施策展開を図ります。

子育て支援・児童の健全育成などの次世代育成については、「家族の絆を深める」ことを基本理念に、「次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくり」を目標とした諸施策を展開するとともに、次世代育成支援対策推進法に基づき、次代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する行動計画を策定し、子どもが心身ともに健やかに育つための環境を整備していきます。

地域福祉においては、ボランティアやNPO*との協働を促進し、既存の公共施設を活用しながら、子どもたちから高齢者に至るまでの多世代による「ふれあい、見守りの場づくり」に努めます。

施策名	主要事業
健康づくりの推進	機能訓練・介護予防事業 高齢者保健推進事業 母子保健推進事業 成人保健事業 健康づくり対策事業 予防接種事業
医療体制の強化	休日・夜間救急診療所管理運営事業 県立病院静和荘の整備【県事業】
総合的な福祉の推進	高齢者生涯学習促進事業 高齢者情報共有連携システム構築運営事業 高齢者等生活支援事業 在宅介護支援センター運営事業 身体障害者配食サービス事業 障害者生活支援事業 重度身体障害者自立生活支援事業 福祉タクシー実施事業 児童虐待防止推進事業 特別保育の充実 子育てサークル育成及び子育てほっとサロン助成事業 学童保育推進事業 乳幼児健康支援一時預かり事業 地域子育て支援センター事業 母子家庭等自立就労支援推進事業

第3節 ふるさとを尊重し、ふるさとを育む教育の創造

1 幼児教育・学校教育の充実

幼児のもつ無限の可能性を引き出し、幼児一人ひとりの望ましい成長を促していくために、地域と家庭、幼稚園・保育所の連携を推進し、地域資源を活用した教育環境の整備に努めます。また、幼児教育から義務教育への円滑な移行を図るため、幼稚園・保育所と小学校の連携を推進します。

学校教育については、基礎学力の定着を重視したわかる授業、自ら学ぶ意欲を引き出す授業の充実に努めるとともに、体験学習の充実や家庭・地域との連携強化を図りながら、人権、環境、福祉、情報、国際理解、郷土理解など、今日的なテーマを積極的に採り入れた教育を推進します。そのために、新市地域をエリアとする学校行事の展開などによる地域と一体となった学校づくりや、テーマ教育を実践するための教職員の指導力の向上などに努めます。

2 生涯学習・生涯スポーツの推進

市民が地域における現代的課題などの解決のために、多様な社会教育施設を活用し、主体的な学習活動に取り組めるよう、学習機会の拡充や学習内容の充実、関連施設・設備の整備を進めるとともに、関係機関・団体、高等教育・研究機関との幅広い連携や生涯学習情報の共有化を進め、市民との協働による全市的な生涯学習推進体制の確立に努めます。

また、総合型地域スポーツクラブなど多世代が参加でき、メニューを選びながら地域ごとに楽しめる組織・体制づくりに努めます。

3 地域文化の継承と創造

両市町で育まれた個性豊かな文化の継承・発展に努めるとともに、住民と行政が協働して新市の一体的なまちづくりを進める中で、各地域文化の融合を図り、新たな地域文化の創造・発信に努めます。特に、新市の歴史的な価値を後世に伝えていくために、有形のものについては資料館などでの保存に努め、無形のものについては地域ぐるみで保存・顕彰していく活動を支援していきます。

国際交流や地域間交流については、姉妹・友好都市交流や、国際貢献活動、芸術・文化を通じた地域間交流などの取り組みを継承・発展させていきます。

施策名	主要事業
<p>幼児教育・学校教育の充実</p>	<p>私立幼稚園運営費助成事業 外国人講師招致事業 小学校第2学年ステップアップ事業 学校評議員設置事業 総合的な学習の時間推進事業 小中学校施設整備事業 学校給食共同調理場建設事業 私立高等学校運営費助成事業</p>
<p>生涯学習・生涯スポーツの推進</p>	<p>生涯学習推進大会開催事業 イキイキ地域づくり校区指定事業 移動図書館車整備事業 図書館システム整備事業 成人教育推進事業 子ども委員会事業 青少年育成センター事業 ふれあい運動推進事業 青少年活動指導者養成事業 視聴覚教育設備充実事業 社会人権教育推進事業 競技スポーツ大会招致・開催事業 依田翁記念体育館整備事業 厚南地区体育施設整備事業 楠中央公民館整備事業</p>
<p>地域文化の継承と創造</p>	<p>現代日本彫刻展開催事業 現代日本絵画展開催事業 琴と書道のコンクール開催事業 市芸術祭開催事業 文化財活用推進事業 荒滝山城跡発掘調査・整備保存事業 ふるさと学習館(仮称)建設事業 美術・博物館建設事業 歴史・文化ネットワーク事業 姉妹都市締結25周年記念事業 青少年研修派遣及び受入れ(姉妹・友好都市)事業 外国人のための日本語講座開催事業 国際化啓発講演会開催事業 留学生地域交流促進費助成事業</p>

第4節 連携・融合による新たな地域産業の創造

1 新規産業の創出

地域経済を活性化させていくためには、新市内で起業や新分野へ進出する事業などが盛んに行われるような土壌を創っていくことが必要です。

そこで、大学や民間などによる学術研究機関や産業支援機関と連携しながら、新市として、起業化に向けた情報提供や人材育成、産学官の連携を図るなど、起業・新分野進出への支援を図ります。また、地元企業、地域環境保全団体等と連携し、環境産業の創造を目指します。さらに、女性や高齢者などが能力を十分発揮できるよう就業機会の増大を図るとともに、安心して働ける環境づくりに努め、多様なマンパワー*を生かした地域づくりを進めます。

2 農林水産業の振興

農林水産業においては、意欲ある担い手の育成・確保に努めるとともに、合併により農業地域が一体となるメリットを生かして、農林産物のブランド力の強化を促進していきます。また、ほ場や漁港などの基盤の整備や、生産・加工・流通の施設・設備などの充実を促進していきます。さらには、環境にやさしい農業、資源を育てる漁業や地産地消*の推進を図ります。消費者と連携した総合的な農林業振興を図るため、楠地域に活性化施設を整備します。活性化施設は、温泉レクリエーションと農業体験、直売などの複数の機能を持つ地域づくりにつながる施設を目指します。

3 まちづくりと一体となった商業の振興

中心市街地は新市の顔であるため、新しいニーズに対応した都市機能の拡充、都市基盤の整備と併せた商業機能の再構築など、魅力と活力のある中心市街地として再構築を図ります。

そのために、文化的施設の整備や、定住人口を増やすための都市型住宅の建設促進、商業機能の集約・再編による商業集積づくりなど、中心商業地をひとつのショッピングモールと見立てて、市街地の整備と一体となった商業のにぎわいづくりに取り組むとともに、サービス・文化・情報・アミューズメント機能の導入を促進し、歩行者中心の回遊性のあるにぎわい創出に努め、若い世代から高齢者まで中心市街地に遊びに行きたくなるような魅力的かつゆとりある商業地づくりを目指します。

一方、個店に対しては、関係団体と連携しながら、詳しい商品知識の紹介、きめ細かいアフターサービス、心地よい接客サービス、営業時間の延長、個性的な内装・品揃え・陳列、バリアフリーの店づくりなど、多様化する顧客ニーズに応える個性的な店づくりの取り組みの促進に努めます。

4 工業の振興

地域企業の内発展開を促進し、創造性に富んだ競争力のある企業を育成していくため、人材の確保・育成をはじめ企業の技術力の強化を促し、付加価値の高い製品の開発や新分野への進出を支援します。

また、技術波及による関連産業の集積や魅力ある雇用の場の創出のため、企業誘致を積極的に推進するとともに、道路、港湾、情報通信網など工業振興につながる社会基盤の整備を促進します。

5 観光・コンベンションの推進

観光については、常盤公園、野外彫刻、荒滝山、赤間硯*など豊富な資源を活かすとともに、住民と行政の協働により、自然、ひと、文化などの潜在的な観光資源の掘り起こしを行い、他の産業分野と連携した振興方策を図ります。また、山口宇部空港、高速道路や港湾が整備され、新幹線の駅に近い恵まれた立地を活用して、環境、芸術文化、スポーツ、産業など、各種コンベンションの誘致に努めます。

施策名	主要事業
新規産業の創出	産学官連携推進事業 高齢者労働能力活用事業 ファミリーサポートセンター事業
農林水産業の振興	自然とのふれあい創出事業 農村環境計画策定事業 「楠・食感宣言」推進事業 環境保全型農業推進事業 担い手等育成推進事業 中山間地域等直接支払交付金交付事業 団体営棕並地区ほ場整備事業 地域開発関連整備事業【県事業】 単県農山漁村整備事業 経営体育成基盤整備事業【県事業】 県営ため池等整備事業【県事業】 団体営ため池等整備事業 一般間伐促進事業 作業道改良事業 有害鳥獣被害防止対策事業 漁業資源増養殖事業(種苗放流事業、漁業生産基盤整備事業) 漁港整備事業
まちづくりと一体となった商業の振興	空き店舗対策事業 中小小売商業高度化支援事業
工業の振興	中小企業事業化支援施設整備事業 企業誘致対策事業
観光・コンベンションの推進	観光誘客推進事業 まつり・イベント開催事業 コンベンション誘致推進事業

第5節 市民と行政のパートナーシップの創造

1 「手づくり」のまちづくりの推進

地域のことは地域で決める「地方分権」社会にふさわしい真の住民自治の実現に向けて、新市住民と行政が協働しながら、魅力ある新市を「手づくり」で創造していきます。

また、行政区域の拡大を受けて、地域コミュニティのさらなる活性化と、NPO・ボランティア活動を含めた市民活動の一層の促進が図れるよう、市民活動支援機能の充実など積極的な支援に努め、住民と一体となったまちづくりを推進します。

2 認め合う社会づくりの推進

年齢や性別、国籍、障害の有無などにかかわらず、市民一人ひとりが豊かな個性を尊重しあうことによって引き出された多彩な長所を組み合わせ、新たな可能性を発見し伸ばしていく社会づくりに努めます。

男女が互いの人権を尊重し、年齢や障害の有る無しなどにかかわらず、誰もが生き生きと暮らせることを目指して、教育・啓発活動の推進に努めます。

3 効率的な行財政運営の推進

市民に信頼される新市を創っていくため、合併によるメリットを尊重し、デメリットについては積極的に改善していきます。

メリットについては、スケールメリットを生かした効率的な行財政運営を推進し、多様化・高度化する住民ニーズに対応して、サービスの充実や専門化に努めます。

デメリットについては、地域によって行政サービス水準に格差が生じないように、サービス水準の向上や公共施設の機能的な役割分担の設定などにより、きめの細かい行政の推進に努めるとともに、地域ごとの個性を最大限に生かしたまちづくり施策の展開を図ります。また、身近な地域で多様な行政サービスが受けられるよう、行政情報化及び総合窓口化を進めます。

施策名	主要事業
「手づくり」のまちづくりの推進	コミュニティ活動支援事業 ボランティア・NPO活動支援事業 まちづくり推進事業
認め合う社会づくりの推進	男女共同参画啓発活動推進事業 人権意識の高揚のための啓発活動推進事業
効率的な行財政運営の推進	電子市役所推進事業 庁舎建設基金積立事業 地籍調査事業

第5章 重点戦略プロジェクト

新市では、まちづくりの基本理念に基づき、さまざまな分野で市民一人ひとりと行政が力をあわせて創造性豊かなまちづくりを展開するとともに、将来における持続的発展のため、広域の中心都市としての自力を高め、地域間競争に打ち勝つまちづくりを進めていきます。

そのために、新市の主要施策・主要事業のうち、次の事業を重点戦略プロジェクトと位置づけ積極的に取り組みます。

戦略1 地域産業の創造・育成

地域経済を活性化させるため、産学官の連携により新規産業を創出するとともに、生産者と消費者との連携による「地産地消」などを進めることにより農林水産業の振興を図ります。

【重点施策】

産学官連携による新規産業の創出

産学連携や起業化・実用化の支援を行い、地域産業づくりを促進します。

地産地消等による農林水産業の振興

販売ルートの構築、有機栽培による付加価値化、交流型農業の拠点形成などを促進します。

地域間競争への条件整備

高度情報通信、港湾（荷役機械等を含む。）、幹線交通体系等の基盤整備を促進します。

戦略2 環境共生都市の実現

グローバル500賞受賞都市として、産官学民が協働して、地球規模での環境問題や循環型社会の構築などに幅広く取り組み、環境共生都市づくりを推進します。

【重点施策】

宇部市地球温暖化対策ネットワーク*の活動支援

ネットワークの拡大及び主体的な事業展開（省エネ生活様式への改善・環境教育の推進・環境技術開発の研究・環境共生型まちづくりの推進）を支援します。

ゼロエミッション*の促進

循環型社会の実現に向け、廃棄物等の発生抑制、リサイクル等や広域的な静脈物流*システムの構築を促進します。

戦略3 広域の中心都市としての整備充実

広域の中心都市及び新市の顔として、市民と行政が一体となり都市機能の拡充や都市基盤の整備に取り組むとともに、商業の活性化を図ることにより魅力と活力のある中心市街地の再構築を図ります。

【重点施策】

中心市街地のにぎわい創出

文化的施設の整備・活用や公的施設の配置など中心市街地の整備を図るとともに、商業機能の集約、再編や効果的なイベントの実施などにより、回遊性のある商業地づくりを促進します。

人口定住の促進

都市型住宅の建設や魅力ある街なみの整備などにより、人口定住の促進を図ります。

戦略4 地域コミュニティの充実

地域住民が自主的、主体的に活動できる環境づくりのため、地域の特性を活かしたコミュニティのさらなる活性化を図るとともに、コミュニティの相互交流、全市的な連携を促進します。また、地域によって行政サービス水準に格差が生じないよう地域サービス拠点の整備等を推進します。

【重点施策】

新市住民と行政との協働システムの構築

地域の課題やニーズに対して、住民と行政が協働して取り組むシステムを構築し、元気で自立する、あたたかいまちづくりを促進します。

協働で取り組むまちづくりの方向

歴史・文化の継承と創造

地域固有の歴史や伝統的な文化の保存、継承及び新たな地域文化の創造、発信を行うためのネットワーク化を促進します。

少子高齢社会への対応

地域において市民が自主的に子育てや介護予防、痴呆予防などに取り組むことを促進します。

教育、生涯学習・生涯スポーツの充実

地域の教育力の向上や地域における主体的な生涯学習、生涯スポーツの充実に努めます。

地域行政サービスの拠点等の整備

身近な地域で多様な行政サービスが受けられるよう総合的な支所をはじめとした行政サービス拠点の整備や情報化などを推進します。

第7章 財政計画

財政計画は、新市における10年間の財政運営の指針として、歳入・歳出を各科目ごとに、両市町の過去の実績や現在の経済状況・財政制度を勘案しながら推計し、普通会計ベースで作成したものです。

作成にあたっては、健全な財政運営を基調に、合併に伴う変動要因や主な節減経費等を反映させるとともに、合併特例債*等の財政措置を盛り込んでいます。

なお、今後予想される国の三位一体の改革や制度改正に対応して、健全財政の観点から必要な見直しを行うものとします。

【歳入】

(1) 地方税

現行の税制度を基本に、現在の経済状況を踏まえるとともに、調整方針の結果を反映させています。

(2) 地方交付税

現行の交付税制度を基本に、普通交付税*算定の特例*(合併算定替)等に係る財政措置を見込んでいます。また、合併特例債等に係る地方債の元利償還金*に対する交付税措置を見込んでいます。

(3) 国庫支出金・県支出金

一般行政経費分は過去の実績等により算定し、新市建設計画の事業分を見込んでいます。

(4) 地方債

新市建設計画事業の財源として、現行の地方債制度をもとに、通常債や合併特例債、過疎債等を見込んでいます。

(5) その他

地方譲与税、各種交付金、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、繰入金、諸収入等を、過去の実績や今後の経済情勢等を勘案して見込んでいます。

【歳 出】

(1) 人件費

合併による職員、議会議員等の減員による効果を見込んでいます。

(2) 扶助費

合併によるサービス水準の向上や少子高齢化の進行と権限移譲等に伴う影響を見込んでいます。

(3) 公債費

合併までの借入れに対する償還額と合併後の新市建設計画事業等に伴う、合併特例債、過疎債等の新たな地方債に係る償還見込額を見込んでいます。

(4) 物件費

合併による事務経費の削減効果等を見込んでいます。

(5) 積立金

財政調整基金や減債基金、合併特例債による基金の造成等を見込んでいます。

(6) 繰出金

国民健康保険等各特別会計への繰出金を見込んでいます。

(7) 普通建設事業費

現行の補助、地方債制度を基本に、新市建設計画に位置づける事業費及びその他普通建設事業を見込んでいます。

(8) その他

補助費、維持補修費等を、過去の実績や今後の経済情勢等を勘案して見込んでいます。

歳入

単位：百万円

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
地方税	23,521	23,298	23,306	23,347	23,355	23,364	23,313	23,260	23,209	23,161
地方譲与税・交付金	3,787	3,789	3,786	3,783	3,780	3,777	3,768	3,760	3,750	3,743
地方交付税	9,263	9,373	9,624	9,742	9,932	9,953	10,202	10,508	10,816	10,799
分担金・負担金	928	932	918	913	929	923	918	916	905	885
使用料・手数料	1,744	1,747	1,749	1,751	1,754	1,757	1,771	1,774	1,774	1,774
国庫支出金	7,952	7,889	9,131	9,682	9,555	8,764	7,975	7,939	7,962	7,833
県支出金	2,958	3,184	3,156	3,198	3,341	3,298	2,950	2,981	3,012	3,044
財産収入	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65
繰入金	521	521	648	500	500	606	500	500	500	500
諸収入	2,002	1,991	1,991	1,992	1,991	2,026	1,992	1,991	1,992	1,992
地方債	8,958	8,439	8,614	8,409	8,855	8,229	6,536	7,139	7,608	6,676
歳入合計	61,699	61,228	62,988	63,382	64,057	62,762	59,990	60,833	61,593	60,472

歳出

単位：百万円

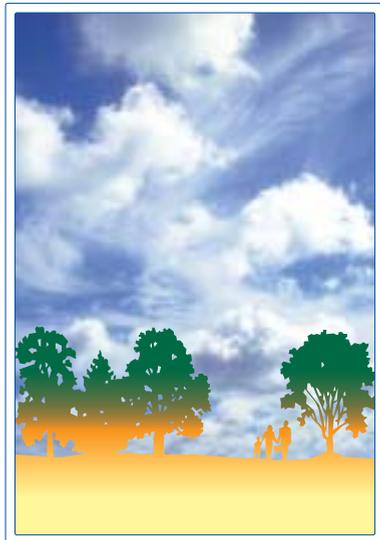
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
人件費	11,962	12,245	12,551	12,143	12,459	12,287	11,871	11,825	11,791	11,704
扶助費	10,825	10,911	10,999	11,092	11,180	11,277	11,393	11,508	11,629	11,755
公債費	9,737	9,680	9,708	9,739	9,614	9,584	9,647	9,652	9,475	9,075
物件費	5,946	5,946	5,946	5,946	5,946	5,946	5,946	5,946	5,946	5,946
維持補修費	292	292	292	292	292	292	292	292	292	292
補助費等	3,202	3,202	3,202	3,202	3,202	3,202	3,202	3,202	3,202	3,202
積立金	920	646	505	554	507	505	583	1,610	1,681	1,998
投資・出資金・貸付金	1,139	1,139	1,139	1,139	1,139	1,139	1,139	1,139	1,139	1,139
繰出金	8,540	8,591	8,700	8,832	8,920	8,983	9,055	9,186	9,322	9,444
普通建設事業費	9,136	8,576	9,946	10,443	10,798	9,547	6,862	6,473	7,116	5,917
歳出合計	61,699	61,228	62,988	63,382	64,057	62,762	59,990	60,833	61,593	60,472

参 考 用語説明

用 語	説 明
あ	
赤間硯	経済産業大臣指定の国の伝統的工芸品。楠町の特産品である。鎌倉時代から製作されていたといわれる古い工芸だが、草創は不明。古くは原料石を採取する山は一般入山が禁じられ、必要に応じて産していたという。材質、加工に優れ、硯の最高級品として知られるだけでなく、墨をよく研磨し、墨汁作りにも適している。
アクトビレッジおの	環境教育・スポーツ・レクリエーションを基本機能とし、青少年の健全育成、交流及び地域の振興を図る目的で小野湖畔に整備している拠点施設。コア施設、多目的ホール、体験工房、生活棟、艇庫、ボートコースなどの施設を計画している。
アメニティ	都市計画などで求める、建物・場所・景観・気候など生活環境の快適さ。
宇部市地球温暖化対策ネットワーク	産官学民の相互理解と協力のもと、地域における地球温暖化対策の促進を目的に、平成14年10月に設立された環境活動団体。15年11月末現在、112団体の参加により、省エネ生活様式や公共交通機関利用促進など温暖化防止の普及啓発や情報提供、環境教育のしくみづくり、バイオディーゼル燃料や市民共同発電の実現に向けた研究開発、その他、都市緑化や自然保護、国際環境協力など、温室効果ガス削減に向けた幅広い活動が展開されている。
宇部市ばいじん対策委員会	産業公害問題に取り組むため、昭和26年、条例により設置された「産・学・官・民」の四者で構成された委員会。この時に、科学的調査データに基づく話し合いにより公害の未然防止を図る「宇部方式」の基礎が出来上がり、その精神は現在も引き継がれている。
宇部新都市	研究開発の拠点形成と居住空間の提供を目的に、産・学・住の機能が有機的に結びついた「活力と潤いと魅力ある新都市」の形成を目指し、山口県・宇部市・地域振興整備公団の3者が一体となって、西岐波地区94.4haを開発し平成13年に完成した複合拠点都市。
NPO	NPOはNon-Profit Organizationの略で非営利団体の意。利益を追求せず、社会貢献を目指しながら特定の活動を行う。
か	
合併特例債	合併に伴い特に必要となる事業に対し、合併年度及びこれに続く10カ年度に限り新自治体が発行できる地方債で、その元利償還金の7割について後年度において普通交付税の基準財政需要額に算入される。なお、元利償還金とは、元金と利息の償還額の合計であり、普通交付税とは、地方交付税のうち、特殊な事業により国から交付される特別交付税を除いたもの、基準財政需要額とは、普通交付税を算定する際に用いる指標で、毎年、算定された基準財政需要額と基準財政収入額の差が普通交付税として国から地方公共団体に交付される。
元利償還金	合併特例債の項参照。
救急医療病院群輪番制	救急車により直接搬送されてくる、またはかかりつけの診療所など初期救急医療機関から転送されてくる重症救急患者に対応するための医療機関を整備している制度。市や郡単位など地域ごとに、休日や夜間に対応できる病院（一部有床診療所）が輪番制で対応している。
グローバル500賞	国連環境計画（UNEP）が、環境の保護や改善に功績のあった個人及び団体に対して、1987年から1991年までの5年間に、全世界で500人（又は団体）を表彰する計画であったことから、グローバル500賞と呼ばれている。この賞は、1992年以降も継続され、宇部市は、1997年に国内の自治体としては、3番目に受賞した。
CATV（ケーブルテレビジョン）	有線テレビ放送のことで、多チャンネル・双方向機能の有線テレビにより、多種多様なテレビ番組や各種情報を加入者に配信するなどの機能を持つ。
公共下水道	都市の環境衛生と河川・海洋環境の保全を目的として、市街地の汚水や雨水を下水管に集め終末処理場で処理したのち河川その他の公共の水域又は海域へ流すもの。一定地域に面的に下水管網を張りめぐらせる。
国連環境計画	国連諸機関が実施している環境に関する活動を総合的に調整管理し、国連諸機関が着手していない環境問題に関して先導的な役割を果たしていく機関。通称をUNEP（ユネップ）という。

用語	説明
コーホート要因法	コーホートとは、同年(または同期間)に出生した集団のことを言い、コーホート要因法とは、その集団ごとの変化を用いて人口推計を行う方法。例えば、ある地域の現在20～24歳の住民は、5年後には25～29歳に達するが、その間の死亡や転入・転出による移動によって人口に変化が生じる。このような年齢階層ごとの変化が、今後の5年間も継続すると仮定して、現在の人口を基にある階層における移動の数と人口の割合を用いて5年後の人口を推計することが可能となるという考え方。
さ	
宰判	宰判(さいはん)は長州藩独特の行政区分で、今でいう郡にあたる。長州藩は18の宰判に分けられ、それぞれに勘場(かんば)と呼ばれた役所が置かれていた。
市町村の合併の特例に関する法律(合併特例法)	平成17年3月末までの時限立法で、市町村の合併に伴う財政面等の優遇措置を定め、期限内の市町村の自主的な合併を促進している。
循環型社会	大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。
浄化槽	公共下水道等と異なり、一戸の住宅や集合住宅などの小単位に設置し、し尿と生活雑排水を同時に浄化して河川等に流す汚水処理施設。
静脈物流	人間の血液循環で老廃物を運ぶ流れを静脈と呼ぶことから、製品等が消費・使用された後の廃棄物・不要物の収集から処理を行う間での運搬や、リサイクル化して再利用可能な原材料に戻すまでの運搬のことを指す。
スケールメリット	同種のものが集まり、規模が大きくなることによって得られる利点。
ゼロエミッション	ある産業から出る排出物を別の産業の資源(原材料)として利用することで、新たな産業連鎖を構築し、連携する産業全体としての「エミッション=排出物」を「ゼロ」とすることを目指す考え方。1994年に国際連合大学によって提唱された。
た	
第6次産業	第1次産業、第2次産業、第3次産業を融合させ、新たな産業振興を行うという考え方を表す造語。1×2×3=6であることに由来する。
地産地消	地域で生産したものを地域内で消費すること。わが国では、産業発展のため、生産物は全国流通が目指されてきたが、逆に生産地での消費を増やすことを見直すことが重要であるとする考え方である。
地方分権	それぞれの地方公共団体が十分な権限と財源を持ち、自らの判断と責任に基づいて自主的・主体的に行政を推進し、個性豊かで活力に満ちた地域社会を創造していくこと。
土地区画整理事業	良好なまちづくりのために、土地の区画形質を整え、道路、公園等の公共施設を総合的に整備改善すること及び宅地の利用増進を図ることの2つの目的を同時に達成することができる事業。これらの公共施設の用地は、事業を行う地区内の住民がそれぞれの土地の一部を提供する「減歩」によって生み出され、また、一般の土地は整形された「換地」に置き換えられて、原則としてどの土地も道路に面するように配置されるところにこの事業の特色がある。
な	
農業集落排水	農業用水の水質保全と農村環境の保全、河川・海洋環境の保全を目的として、汚水や雨水を下水管に集め、処理施設で処理したのち河川その他の公共の水域又は海域へ流すもの。公共下水道と同様に、面的に排水管網をはりめぐらせる。
は	
パートナーシップ	一般に相互の理解に基づく良好な協力関係のこと。ここでは住民(民間)と行政が協力し合う関係のこと。
ビオトープ	ギリシャ語の Bios(生命)+Topos(場所)が、ドイツ語の Bio(生き物)+Top(場所)を意味する言葉として、Biotop(=「生き物の住む空間」)の言葉となったドイツ語の合成語。生き物が住める生態的空間を、保護・保全・復元・創出する取り組みを指す。

用語	説明
ビジネスモデル	商売の「仕組み」や「流れ」を含む全体像を指す造語で、商品やサービスを単に作るだけ、売るだけ、でなく、複数の商品・サービスやアイデアを組み合わせたり、情報技術を活用したりして、それ以前にはなかった新たな付加価値をつけ、他の事業者のモデルになるものをいう。
普通交付税	合併特例債の項参照。
普通交付税算定の特例	合併後10年間(注)は、普通交付税は合併前の算定基準で算定し、合併後11年度目から15年度目まで段階的に補正し、16年度目から新自治体の算定基準で算定するという特例。一般に、普通交付税は、新自治体の算定基準に基づくと、合併前より削減されると想定されるため、その是正措置が、特例として設けられた。(注)合併期日が4月1日の場合は、合併年度とそれに続く10年間、合併期日が4月2日以降の場合は、合併の翌年度から10年間となる。
ま	
マンパワー	物事を行うための人的資源、人材。
や	
U・J・Iターン	Uターンは、都会などへ転出した人が、故郷に戻って生活すること。Jターンは、Uターンを志向しつつも、その経由地が気に入り移り住むこと。Iターンは、出身地以外の土地に移り住むこと。
ユニバーサルデザイン	建築物や道路、公園などのまちづくり、日用品などのものづくり、さらには、情報提供やサービス提供など日常の暮らしに関わるあらゆる分野において、年齢、性別、体格など人々がもつ様々な特性を超え、「はじめてからできる限りすべての人が利用しやすい、すべての人に配慮した」環境、施設、製品等のデザインを進めること。



新市建設計画

平成16(2004)年3月

発行 宇部市・楠町合併協議会
